

## なぜこの方針が必要なのか 「策定の趣旨・方針の役割」

選択と集中の観点をより一層明確にし、北海道にとって**必要な社会資本の効果的・重点的な整備のため**策定します。

新たな方針では「選択と集中」の観点に加え、さらに今後何を集中的に実施するかという視点をより明確にするため、道独自の優先度設定の考え方を継承しつつ、前方針の「緊急性」と「波及性」を並列に扱った判定方法から、「緊急性」という時間の視点をより重視した判定方法に変更した上で、施策優先度の区分を3区分から4区分に細分化し、よりメリハリを付けた優先度としています。

## 何を目指すのか 「社会資本整備のめざす方向」

「選択と集中」の視点に立った**戦略的・効果的な整備と既存ストックの有効活用**や適切な**維持管理**を基本姿勢とし、  
 「将来にわたって安全・安心で心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会の構築～**輝きつづける北海道**」を目指します。

(めざす方向の実現に向けて、3つの重視すべき視点と6つの政策の柱に沿って社会資本整備に取り組みます)

### 【重視すべき視点】

#### 【生活・安心】

いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす地域づくり

#### 【経済・産業】

本道の強みを活かし持続的な経済成長を実現する地域づくり

#### 【人・地域】

人と地域を支える基盤づくり

### 【政策の柱】

豊かな自然環境の保全と安全・安心な環境づくり

強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

グローバル化に対応した活力ある社会の構築

持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

農林水産業の持続的な成長

地域の特色を活かした産業の活性化

## 選択と集中の手立ては 「優先度の導入」

**施策** …政策を実現するための方策

「北海道総合計画」に基づき整理した社会資本整備に関連する57の施策

施策優先度

全道優先度と地域優先度

**事業** …施策を実現するための方策

国・市町村等が事業主体の事業

北海道が事業主体の事業

事業優先度

事業の効果等により設定

優先的に整備すべき社会資本

# 優先度とは「施策・事業の優先度」

「**施策優先度**」は、「北海道総合計画」に示している取組のうち、社会資本整備に関連するものを57の施策に整理し、全道的な観点からの「**全道優先度**」と連携地域※における「**地域優先度**」を併せて設定しています。施策優先度は、次の4つのグループに区分しています。

- ✓ 全道優先度は次の3つの視点（①重視すべき視点、②緊急性、③波及性）により、設定しています。
- ✓ 地域優先度は、地域に根ざした政策展開を図るため、市町村等の意向も取り入れながら設定しています。

※連携地域:「北海道総合計画」で設定する計画推進上の圏域で、「道央広域」、「道南」、「道北」、「オホーツク」、「十勝」、「釧路・根室」の6圏域

## ①重視すべき視点

## ②緊急性

## ③波及性

①: 重視すべき視点に立った6つの**政策の柱**に位置付けられていること。

②: (時間の視点)すでに明らかな課題や近い将来予想される課題の解決に向け、**緊急に実施**する必要があるかどうか。

③: (波及の視点)施策の効果が**幅広い分野や地域に波及し、大きな効果**が得られるかどうか

**グループA** 早期の効果発現を目指し優先的に取り組む施策  
【18施策】→ ①、②、③の全てに該当する場合

**グループB1** 優先的に取り組む施策  
【12施策】→ ①、②に該当するが、③は該当しない場合

**グループB2** 計画的・段階的に取り組む施策  
【19施策】→ ①、③に該当するが、②は該当しない場合、  
①に該当しないが、②と③の両方に該当する場合

**グループC** 既存ストックの有効活用などを中心に取り組む施策  
【8施策】→ その他の場合

「**事業優先度**」は、道が事業主体として社会資本を直接整備する事業（緊急的な災害への対応などの事業を除く）を対象に、「施策優先度」と「**事業のランク**※」の2つの視点から下表により3つのグループに区分し、設定しています。

※事業のランク:①地域重視、②政策重視、③事業効果の3つの視点により2段階に区分し、設定

		事業のランク	
		ランク1	ランク2
施策優先度	A	I	
	B1	I	II
	B2	II	III
	C	III	

**グループ I** 早期の効果発現を目指し優先的に進める事業

**グループ II** 計画どおりに進める事業や新規に取り組む事業

**グループ III** 予算との調整により、その都度、優先性を検討する事業

## どのように **進める** のか 「推進体制、推進方法、推進管理」

- 道の組織が一丸となって、より一層の効果的・効率的な事業の執行に努めます。
- 政策評価と連携を図るとともに、国費予算要望や道予算への反映に努めます。
- 施策優先度や事業優先度に応じた事業の状況など、毎年度把握を行い実効性の確保に努めます。